

令和 2年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 水辺再生課
担当名: 河川維持担当
内線: 5114

(単位: 千円)

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B32	河川維持修繕費	一般会計	土木費	河川費	河川総務費	河川維持修繕費
事業期間	昭和25年度～ 根拠法 令	河川法第9条、河川法第15条の2	宣言項目			
			分野施策	020518 治水・治山対策の推進		
1 事業の概要	県が管理する151河川を適正に維持管理し、県民の生命・財産を守ることは、河川管理者の責務である。 洪水等に対する河川の安全性を確保するため、堤防や河川管理施設等を修繕する。					
河川維持修繕費 事務費の節減による減額	△1,376千円					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)						
3 地方財政措置の状況	河川等事業債 充当率 90% 交付税措置 なし					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員	(1) 事業に係る人件費: $9,500\text{千円} \times 3.0 = 28,500\text{千円}$ (2) 組織の新設、改廃及び増員 なし					
5 事業説明	(1) 事業内容 ア 雜草刈払い 堤防や護岸等の損傷を早期に発見するとともに、堤防の弱体化を防止するための雑草刈払い イ 維持修繕工事 応急修繕、塵芥処理、ヘドロのしゅんせつ等 ウ 河川管理施設老朽化対策 老朽化した施設等の適切な維持管理 エ 河川浄化施設等の維持管理 河川浄化施設や取水施設の運転及び保守点検 (2) 事業計画 ア 年間を通じ、河川管理施設等の適正な維持管理を行うため、雑草刈払いを行う。 イ 損傷した護岸など洪水等の際に支障となる箇所が発見された場合などに、応急修繕等を行い安全を確保する。 ウ 老朽化した施設等について、状況に応じた維持・更新を実施する。 エ 良好的な河川環境を維持するため、河川浄化施設等を適正に管理する。 (3) 事業効果 適正な維持管理を実施することにより、災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守ることができると共に、河川区域内における事故や不法行為等の抑制も期待できる。また、水質改善等により良好な河川環境の保全にも寄与できる。 (4) 補正予算の概要 ア 事務費の節減による減額補正					

予算額	財 源 内 訳						一般財源	補正後の 予算額
	諸 収 入	県 債						
決定額	△1,376						△1,376	2,692,390
現計額	2,693,766	2,822	250,000				2,440,944	